

事 務 連 絡  
平成12年12月28日

都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局

労災管理課長  
補償課長

通勤災害保護制度の在り方の検討の開始及び単身赴任者等の  
通勤災害の認定に係る当面の取扱いについて

通勤災害保護制度の在り方に関する検討の開始については平成12年11月24日付け事務連絡（以下「事務連絡」という。）において、労働大臣から担当部局あて指示された旨を通知しているところであるが、これについては、下記1のとおり、本省において単身赴任者等を含め通勤災害保護制度の在り方について検討を開始することとしたので、了知されたい。

また、事務連絡において秋田地裁判決（平成10年（行ウ）第11号：別添要旨参照）と同種事案の今後の取扱いについては追って指示することとしていたところであるが、これについては、下記2のとおり、単身赴任者等が家族の住む家屋（以下「自宅」という。）と就業の場所との間を往復する行為のうち直行直帰しない事案については、当分の間、本省と協議のうえ通勤災害の認定を行うこととしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通勤災害保護制度の在り方の検討の開始について

- (1) 単身赴任者等の週末帰宅型通勤行為途上の災害については、交通機関の利便性の拡大等社会情勢の変化に応じ、労災保険法第7条の解釈可能な範囲において通勤災害と認められる基準を拡大し、平成3年2月1日付け基発第74号「週末等を利用して自宅と勤務先を往復する途上の災害の取扱いについて」及び平成7年2月1日付け基発第39号「単身赴任者等の通勤災害の取扱いについて」により、通勤災害と認められる場合の基準を示してきたところである。

(2) このような中、平成12年11月10日秋田地方裁判所において自宅に家族を残し建設工事に従事する者が、就労日の前日に自宅から会社の借り上げた宿舎に戻る途中の通勤災害に係る係争事件の判決（以下「本判決」という。）が出され、国側が敗訴したものである。この判決の内容は、従来、労働省が示してきた基準と一部相違が見られるものであるが、本判決を契機として、本省において、単身赴任者等を含め通勤災害保護制度の在り方について検討を開始することとし、併せて、本件については控訴しないこととしたものである。

## 2 単身赴任者等の通勤災害の認定に係る当面の取扱いについて

(1) 単身赴任者等が自宅と就業の場所との間を往復する行為であって直行直帰しない事案のうち、本省補償課と協議する事案は、本判決と同種事案とする。

この場合、「本判決と同種事案」とは、以下の要件のすべてを満たしたものをいう。

① 就労日の前日に自宅から社宅等に戻る途中の災害であること。

② ①でいう社宅等とは、次の要件を満たすものであること。

(イ) 建設業の事業者が、当該有期事業に労働者を従事させるため、労働者の宿泊施設を確保する必要に基づいて自ら設置し、又は借り上げたもの（以下「寮」という。）であること。

(ロ) 就業の必要性から労働者には、事実上、住居の選択の自由がないこと。

(ハ) 居住する労働者の生活は、家族を同伴する自由がないなど、集団生活の規制を受けるものであること。

(ニ) 当該寮は事業場内又はその付近にあること。

③ 就労日の前日に自宅から社宅等に戻る目的が、業務に従事することに備え、十分に体調を整えるためのものであること。

(2) 労働者災害補償保険審査官に(1)に該当する事案の審査請求が行われ、現在、審理中のものがある場合には、平成13年1月15日までに本省補償課労災保険審理室まで報告されたい。

他 労災訴訟判決要旨

- 1 判決日 平成12年11月10日  
2 係属裁判所 秋田地方裁判所  
3 争点 単身赴任中の建設労働者に発生した交通事故死の通勤災害  
4 当事者 原告 [REDACTED]  
被告 能代労働基準監督署長

5 事件の概要

原告等の亡夫3名は、建設会社の専職として、平成4年8月18日から新潟県内の自宅に家族を残して秋田県能代市に単身赴任し、電力会社火力発電所ボイラ建設工事に従事していたものであるが、平成5年3月8日、休日を利用して会社所有のワゴン車で新潟県内の自宅に帰り、就労日の前日の3月13日、帰省先から同ワゴン車で秋田県内の宿舎へ戻る途中、同日午後10時40分頃、路面が凍結していた橋梁(赴任先宿舎宿舎より約50km手前)から車が川に転落し、3名全員が死亡したものの。

6 争点

本件事件は、帰省先から就業日の前日に車で赴任先宿舎へ向かう途中、交通事故に遭遇したものであるが、通勤の認定要件として、赴任先宿舎が「住居」としてでなく「就業の場所」に該当するかどうか、また、当該赴任先宿舎への帰任行為が、業務との密接なる関係の下、「就業に関して」行われたものかどうか争われたものである。

7 判決要旨

(1) 「就業の場所」について

- ① 赴任先宿舎は、本来の「就業の場所」とは認められないが、会社は遠隔地にある有期建設工事の事業運営上の必要から、本件工事期間中に限って、かつて民宿であった寮を借り上げ、食事供与及び入居費用を一切負担していたものであるから、工事現場と一体となって業務を遂行するための「付帯施設」である。
- ② 赴任先宿舎に入居している従業員は、地元採用者を除き家族と離れ集団的な単身赴任生活を余儀なくされ、事実上、住居選択の自由はなく、家族を同伴することもできなかったといわざるを得ず、集団生活に伴う規制を受けながらの生活ということで、郷里の自宅での生活や他の一般労働者が、住居を自由に選択し、時に家族を家に招いて自由な時間を過ごし得る生活とは相当異なった状況にあった。
- ③ 以上の状況からすると、亡夫等が自宅へ帰省し、帰省先から赴任先宿舎へ向かう行為は「住居」ではなく、まさに「就業の場所」へ向かう行為と質的に変わらず同視できる。

(2) 「就業に関して」について

- ① 週末帰宅型通勤は、日々の通勤と異なり、そもそも長時間にわたる遠距離通勤が前提となっているものであるから、業務開始までに時間的に相当な間隔があるか否かという形式的な面だけを捉えて業務との関連性を論ずべきものではなく、個々の実態に即して検討されるべきである。
- ② 鳶職という高所での危険な業務に従事する労働者にあつては、翌日の就労に備えて十分体調を整え休息を取ることは災害防止の観点からも妥当であつて、そのための赴任先宿舎へ移動する行為は、就業に不可欠な業務に密接に関連したもので、「就業に関して」行われたものと認められるが相当である。